

# 2023おおがわら商品券 (おおがわら暮らし・ほっこり商品券)



発行事業に伴い、

大河原町観光PRキャラクター  
さくらっく～

## 商品券取扱店の登録を募集します!

### おおがわら商品券(おおがわら暮らし・ほっこり商品券)とは

世界情勢等によるエネルギー、食料、物価価格の高騰により家計や地域経済への影響が続いていることから、町民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の振興を図るため、令和5年10月1日現在で町の住民基本台帳に記録されているかたに対し、町が「おおがわら商品券(おおがわら暮らし・ほっこり商品券)」5千円を発行するものです。発行時期は11月中旬予定。

※商品券取扱店登録等にかかる業務は、大河原町商工会が町から業務委託を受けています。

#### 1 募集対象者

町内に店舗を有する事業者で本商品券の取り扱いを希望する者  
(商工会会員問わず)

#### 登録方法

### 大河原町商工会で登録申請

裏面の商品券取扱店登録申請書に記入し、商工会に申込み願います。  
申請者の氏名は自署で記載願います。登録料は無料です。

#### 2 取扱店の募集期間

令和5年9月27日(水)～10月13日(金)

この期間内に申請した分が商品券周知チラシに掲載されます。  
募集期間終了後も商品券使用期間内であれば取扱店登録ができます。

#### 3 商品券の区別(5千円分の商品券の内容)

商品券は500円単位で10枚による使用となります。



A券

2,500円分

売場面積500m<sup>2</sup>未満の小売店舗、その他業種の  
店舗等で使用できるものです。



B券

2,500円分

A券店舗等と売場面積500m<sup>2</sup>以上の小売店で使用  
できるものです。

#### 4 商品券の取扱期間

令和5年12月1日(金)～令和6年2月12日(月・祝)

#### 商品券取扱店に登録された後の流れ

- 11月……………11月中に商品券取扱に必要な取扱マニュアルや周知チラシ、店頭ポスターなどを商工会にて配付いたします。
- 12月～翌年2月……12月から商品券取扱。商品券により販売した分の金額を商工会に請求し、指定振込口座に入金されます。
- 翌年2月……………2月12日までの商品券取扱に対して最終の請求をし、すべて精算をします。

- 商品券取扱店に関するお問合せ
- 商品券発行事業に関するお問合せ

大河原町商工会 TEL 0224-53-1260

大河原町商工観光課 TEL 0224-53-2659

# 2023 おおがわら商品券取扱店登録申請書兼誓約書

令和 年 月 日

大河原町商工会長様

店舗等住所 大河原町

店舗等名称

代表者氏名

(自署)

印

連絡先

おおがわら商品券取扱店に参加したいので、登録をお願いします。

※周知チラシに掲載する事業所名が上記と異なる場合は下記にご記入お願いします。

事業所名

※売り場面積が500m<sup>2</sup>以上の小売店舗は大型店に該当しますので、  
該当する店舗は、大型店該当を○で囲んで下さい。

大型店該当

おおがわら商品券に係る換金に関しては、次の口座を振込先に指定します。

金融機関		銀行		本店			
		信用金庫					
		信用組合					
預金種別	普通	当座		—			
口座番号					—		
フリガナ							
口座名義							

※振込先金融機関については、七十七銀行、仙台銀行、仙南信用金庫、相双五城信用組合のいずれかで  
お願いします。（注：この個人情報については、当該事業のみ使用しますのでご了承下さい。）

——私は、おおがわら商品券取扱店の登録申請に関して、下記のとおり誓約します。——

記

- 私は、おおがわら商品券の取扱店の登録申請に関し、すべて要件を満たしています。もし、登録申請に虚偽が判明した場合は速やかに取扱店の取消しに応じ、商品券による販売で生じた問題について責任を負います。
- 商工会長から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。